市民ひろば

発行人 市民ひろば編集委員会
三島市中央町 3－32
電話 :055－994－9211
simozekiouji@yahoo.co.jp

ひろば新聞購読者募集
購読料 無料
毎月 3000部発行
連絡先 055-994-9211

箱根西麓は誰のもの？

三ツ谷バイパス沿いに工業団地を計画

市が主導か、吊り橋、工業団地、自然破壊につながる大規模開発が目白押し

箱根西麓のうち、およそ標高三五〇mより上の山林、原野の大部分は江戸時代からの入会の権利が認められた場所だった。明治に入り、地租改正によって危うく官（国）有になりそうになった時、先人たちの非常な努力によって入会の権利を守りぬいた場所である。

したがって、箱根西麓の住宅地や耕地を除いた山林原野は三島市や近隣の市町の住民の共有のものといえる。（入会権＝草木を共同利用する権利）

今、その箱根西麓中腹の民有地に工業団地造成の計画がもちあがっている。

三島市企業立地推進課に置かれているリーフレットによると工業団地が計画されている場所は三ツ谷新田で三島から国道一号を上って青果市場の先、最初の登坂車線が始まる付近から、旧道との合流点の手前までの約７００mと南東方向に幅約３００mに囲われた範囲で、面積は約21ha（約6万坪）ある。（図1）

事業主体は民間企業のエム・ケー株式会社と地権者の両者が一体となった土地区画整理組合（準）である。土地区画整理事業として、造成分譲をする予定になっている。現在測量中とのことで

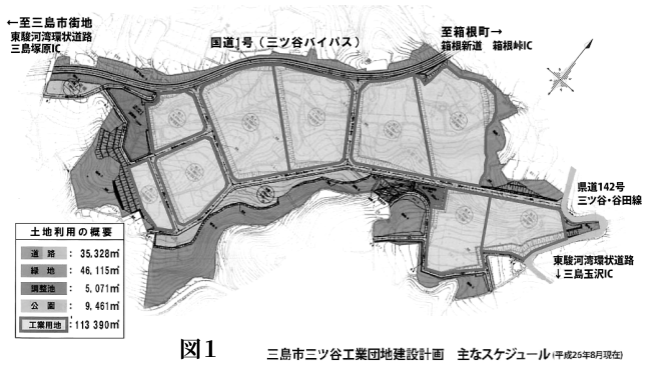

図1　三島市三ツ谷工業団地建設計画　主なスケジュール（平成25年8月現在）

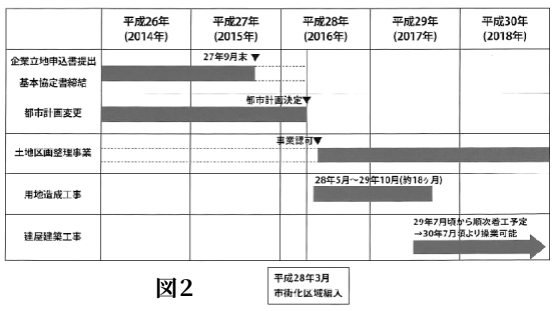

図2

この工業団地計画が進むと、箱根西麓野菜の生産地が減少することは当然であるが、企業による地下水のくみ上げによる、竹倉の豊富な湧水や市街地の湧水への影響が出てくるかもしれない。また斜面の造成による土砂災害や谷筋の変化による下流域の流量変化によるいろいろな被害も懸念されている。

箱根山西麓の開発による環境変化の影響は箱根西麓に住む者だけでなく、三島市民の生活に大きくかかわって来ると思われる。

40年ほど前（1970年代後半）、ゴルフ場計画が持ち上がったとき、同様な懸念が住民から出され、いろいろな調査や意見交換がおこなわれた。その結果、箱根山西麓開発に関する三島市の基本方針が作られた。これらの運動に関係した市民有志によって作られた団体が「三島自然を守る会」で、この会が三島市に「三ツ谷工業団地建設計画についての説明会」の要望書を本年3月2日付けで出した。その回答が4月1日付けで届いた。

その要旨は「工業団地の計画があることは承知している。事業の詳細が決まっていないので地元への説明会をしていないが、詳細な事業計画が決まり次第説明会をやるように思う」である。

三島市企業立地推進課が工業団地の問い合わせ先になっていることは司法ではないかと、筆者はこの決定によって気付かされた。

市民もまた自覚を持って、司法を見直し、これらの判例を各地で大いに活用していかなければならない。

ところが、従来の建前だけの三権分立に馴染んだマスコミは、すぐにはこうした司法の覚醒を理解することができず、規制委員長や御用学者の発言を紹介して、あたかも福井地裁が特異であるかのような先走り的な速報を流した。しかし、早とちりをして恥をかいたのは田中俊一規制委員長の方でその後自己の発言を訂正した。

そうして徐々に規制委員会に対する根本的な批判も出始めている。とくに地方紙がまともだ。「今回、福井地裁は、昨年5月にも、大飯原発3、4号機の運転差止め（再稼働差止め）の判決を下している。同法令及び判例を盾に「人権」という自らの土俵上で、憲法という言葉の悲痛さ。事故直後は避難する人としない人、その後は原子力ムラの一方的な線引きによる除染、賠償問題、帰還工作等々。これでも、同じ人間の考えることでしょうか。何次にも渡る人災を繰り返す理不尽な行為を一刻も早く何とかしなければならないと思います。

▼また、最近では原発震災などなかったかのような風潮。福島の方々と私たちの間にも分断工作が行われているとしか思えません。この状況の中では「自分たちの存在が忘れられてしまう」と危機感を持たれるのも当然です。その不安を少しでも小さくしてもらうため、私はこれまで通り福島の方々の声を直に聞き続け、さらに支援の輪を広げていかなければと思っています。昨年以来、法廷から明るいニュースが聞かれるようになり希望が見えてきました。皆さん、ぜひ仲間になってください。

今はもう初夏、私の好きな、夏の句（山口誓子作）を最後に。

美しき距離白鷺が蝶に見ゆ

〈Y・I〉

高浜原発3、4号 再稼働にストップ

福井地裁、運転差止を命令（仮処分）

ドイツの保守政権が、事故の当事国でもないのに、福島原発震災を受けて早々に脱原発に舵を切ったのは、科学技術とは一線を画する倫理観の深刻な災害を引き起こすおそれがある」から、「このような災害が万が一にも起こらないようにするには不備を厳しく突くものであったことは、裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と、裁判官の責任を表明して司法界に自覚を促したのであった。

そのときと同じ樋口裁判長が、大飯判決後のさまざまの批判を受けて実によく熟慮し、科学技術論争って、脱原発への道しるべを示すの

4月14日、福井地裁は関西電力に対し高浜原発3、4号機を運転してはならないと決定した。（運転差止仮処分命令申立事件）再稼働を差し止めるもので、今後規制委員会の審査にすべて合格したとしても、関電は異議申立が認められない限り動かすことはできない。

今回の福井地裁の仮処分決定は、最高裁判例に基づく司法判断である。その判例とは伊方原発の最高裁判決で、とくに原子力規制の趣旨を、「原発は）従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等

ため、十分な審査を行わせることにある」とした点は、これまでも原発訴訟の判断基準とされてきた。

その同じ基準を用いて、福井地裁は審査が不十分だと結論を下したのである。それは原子力規制委員会が定めた新規制基準とその審査の事故後においてこの判断を避けるべきであり、福島裁判の判例集に直ちにその全文が加えられた。（下記の囲み参照）

護団は、翌日、規制委員会に対して、決定を尊重し高浜3、4号を動かさないことに加えて全機停止中の国内の原発を再稼働しないよう緊急申入れを行った。

福井地裁が、王さまははだかだと言ったことが功を奏している。〈A〉

■判示事項の要旨（最高裁判例集）
高浜原発から半径２５０キロメートル圏内に居住する債権者らが，人格権の妨害予防請求権に基づいて高浜原発３・４号機の運転差止めを求めた仮処分請求につき，高浜原発の安全施設，安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといわざるを得ず，原子炉の運転差止めは具体的危険性を大幅に軽減する適切で有効な手段であり，原発事故によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じ，本案訴訟の結論を待つ余裕がなく，また，原子力規制委員会による再稼働申請の許可がなされた現時点においては，保全の必要性はこれを肯定できるとして，運転差止めを認容した事例。
（事件名＝高浜原発３・４号機運転差止仮処分命令申立事件　裁判年月日＝平成27年４月14日　裁判所名＝福井地裁）

箱根西麓の建設予定地

百千鳥

▼百千鳥は「ももちどり」と読む俳句の季語です。春になり、多くの鳥がにぎやかにさえずっていることを言うそうです。

▼「おのづから膨るる大地百千鳥」（村越化石）という句が歳時記にありました。いろいろな人の声が自然に集まってきて、この新聞を埋めつくしてくれることを願っています。早速私も一羽の鳥になり仲間入り。朝目覚めると百千鳥。とても幸せなひとときです。

▼でもこんな穏やかな気持ちで朝を迎えられる人ばかりではないことに思い到ります。その中に福島の人たちもいます。原発震災以来、どれ程無念な思いでこの春を迎えられたことでしょう。福島原発告訴団の方々が疲れた身で東京までバスを連ねて何度も往復し、懸命に福島の惨状を訴える生の声は、鋭く胸に迫ってきます。

▼中でも皆さんが口を揃えておっしゃる「分断が何よりもつらい」という言葉の悲痛さ。事故直後は避難する人としない人、その後は原子力ムラの一方的な線引きによる除染、賠償問題、帰還工作等々。これでも、同じ人間の考えることでしょうか。何次にも渡る人災を繰り返す理不尽な行為を一刻も早く何とかしなければならないと思います。

▼また、最近では原発震災などなかったかのような風潮。福島の方々と私たちの間にも分断工作が行われているとしか思えません。この状況の中では「自分たちの存在が忘れられてしまう」と危機感を持たれるのも当然です。その不安を少しでも小さくしてもらうため、私はこれまで通り福島の方々の声を直に聞き続け、さらに支援の輪を広げていかなければと思っています。昨年以来、法廷から明るいニュースが聞かれるようになり希望が見えてきました。皆さん、ぜひ仲間になってください。

今はもう初夏、私の好きな、夏の句（山口誓子作）を最後に。

美しき距離白鷺が蝶に見ゆ

〈Y・I〉

小学生の英語生徒募集

やさしい英語で
たのしくうれしい時間を！
開講日 5月9日（土）
10：30～12：00
（以降相談）
会場：三島市中央町3－32
小出ビル3F
会費：1500円
連絡先：090-5112-5240（山室）
＊当日プリント用意

■長野榮一さんに訊く「私の海軍履歴書」市民ひろば5月企画
1921年旧相良町(牧之原市)生まれ　町内会連合会会長、浜岡原発を考える静岡ネットワーク代表、浜岡原発差止め訴訟原告代表など歴任　3.11後の牧之原市長・市議会の姿勢に大きな影響を与える。

5月31日(日)14時～16時（開場13時）

参加費　事前予約者 :500円(学生・生徒は無料)　当日 :700円

要予約　先着40名　下記まで

会場＆主催　市民ひろば

問合先:ＦＡＸ:055－976-2656／携帯：090-3432-5718
mail：ray-sea@nifty.com 、faabo541@ybb.ne.jp

Curves 女性だけの 30分 フィットネス
自分の健康は、自分で守り自分でつくる・・・☆
1回無料体験実施中!!
☆参加された方には、もれなくストレッチブックプレゼント!

カーブス三島大社町
三島市大社町18-7
小林ビル1F
055-976-3350

営業時間
月～金　10:00～19:00
土　10:00～13:00
日・祝　定休日

カーブス三島徳倉
三島市徳倉1-21-7
岩田ビル1F
055-988-9095